

\*重要！大切に保管してください。

**物価高騰対応定額減税一体支援給付金のお知らせ**  
(申請要世帯用)

## 【問い合わせ先】

〒061-1498 恵庭市京町1番地

恵庭市役所保健福祉部福祉課  
物価高騰対応定額減税一体支援給付金(こども加算分)担当

電話番号:0123-33-3131(内線2931・2932)

**申請期限 令和6年5月28日****○ 物価高騰対応定額減税一体支援給付金(こども加算分)とは**

国の経済対策の一環として、令和5年度に非課税世帯の給付金を受けた世帯、もしくは、住民税均等割のみ課税世帯について、18歳以下の児童1人あたり5万円を加算して支給されるものです。

**○ このお知らせの対象者**

令和5年12月1日(基準日)において、恵庭市に住民登録しており、令和6年2月から3月にかけて実施した「住民税非課税世帯(7万円給付金)」及び「均等割のみ課税世帯(13万円給付金)」の支給世帯の内、18歳以下の児童のいる世帯のみに本給付金(こども加算分)の振込み案内を4月末から5月上旬にかけて送付する予定であり、振込み案内が届く予定の世帯については、原則、本申請書による申請は不要です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、本申請書を提出し、給付金(こども加算分)を受けることが可能です。

- ①「申請・請求者」(世帯主)と同一世帯で扶養している令和5年12月2日以降に生まれた新生児(令和6年4月1日生まれまでが対象)がいる世帯。
- ②令和5年12月1日時点で同一世帯ではないが、こども加算の支給対象者となる世帯主が同一世帯におらず、「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)がいる世帯。  
※児童が単身で寮に入っている場合等、児童と同一世帯に世帯主がいなければ、基準日時点で別世帯でも申請可能。
- ③本年2月から3月にかけて、恵庭市で実施した「住民税非課税世帯への7万円給付金」又は「住民税均等割のみ課税世帯への13万円の給付金」について、期限までに申請しなかった世帯の内、18歳以下の児童がいる世帯。
- ④その他、市長が適当と認める世帯。  
※基準日に施設に入所している児童は対象外です。  
※単身で寮に入っているこども等、こども加算の支給対象者となる世帯主が同一世帯にいない場合、別世帯であっても、世帯主が当該児童と生計が同一である場合、申請することができます

**○ 受給額**

1世帯あたり 18歳以下の児童1人につき5万円

**○ 申請に係る手続**

「○このお知らせに基づく対象者」の「①から④」のいずれかに該当する場合は、「物価高騰対応定額減税一体支援給付金(こども加算分)申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合:対象児童1人につき5万円の支給分)」を裏面の【記載要領】をご覧ください、必要事項をご記入の上、**令和6年5月28日(当日消印有効)まで**に郵便等にてご提出願います。申請いただいた内容を審査後、支給決定を行い、ご指定の銀行等の口座に振込を行います。なお、支給が決定しましたら、支給決定通知書を送付いたします。

**○ お問い合わせについて**

ご不明な点がございましたら、右上に記載の物価高騰対応定額減税一体支援給付金(こども加算分)担当までお問い合わせください。

【注意!】物価高騰対応定額減税一体支援給付金(こども加算分)の給付を装った特殊詐欺などにご注意ください。



物価高騰対応定額減税一体支援給付金(子ども加算分)申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合:対象児童1人につき5万円の支給分)

恵庭市長 様

※申請期限:令和6年5月28日(消印有効)

市区町村  
受付印

## 【誓約・同意事項】

以下の全ての誓約・同意事項について確認する場合は☑を入れてください。全てチェックが入らないと支給できません。

- 恵庭市物価高騰対応定額減税一体支援給付金(子ども加算分)の支給要件(※)に該当します。  
※給付金(子ども加算分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
- ア 基準日において(令和5年12月1日)において、恵庭市に住民登録をしている。  
イ 世帯の全員が、令和5年度の「住民税非課税」、もしくは、「住民税均等割のみ課税」世帯である。  
ウ 世帯の全員が、住民税が課税されている別世帯の親族等から扶養を受けていない。  
エ 18歳以下(18歳に達する日以降最初の4月1日までの児童)の児童を含む世帯であり、基準日時点で世帯主と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)がいる世帯である。  
オ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- すでに本給付金(子ども加算分)の支給を受けた世帯ではない。(ただし、令和5年12月2日以降の新生児分の申請可)
- 給付金(子ども加算分)の支給要件の該当性等を審査等するため、恵庭市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 恵庭市が支給を決定した後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年5月28日までに、恵庭市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(子ども加算分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(子ども加算分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(子ども加算分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(子ども加算分)を返還します。

## 1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 女	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話 ( )

## 2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 2当座		※通帳の表記どおりに記載ください。

※口座が解約しているなどの理由で、給付金の請求等を世帯主以外が代理する場合は、下記に記載してください。

なお、本人(世帯主)及び代理人の本人確認書類(免許証、健康保険証、年金手帳、マイナンバーカード等)の写しも添付してください。

フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、 本給付金の	確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	世帯主氏名 署名(又は記名押印)

裏面への記載もお願いいたします

